

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：企画調査費

事業名 県民ふれあい会館管理運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部県民文化局 文化創造課文化施設係 電話番号：058-272-1111 (内 2458)

E-mail： c11146@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 376,233千円 (前年度予算額：373,875千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一般 財源
前年度	373,875	0	0	68,599	0	0	56,295	0	248,981
要求額	376,233	0	0	66,609	0	0	56,187	0	253,427
決定額	376,233	0	0	66,609	0	0	56,187	0	253,427

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

多様化する住民ニーズに効率的・効果的に対応していくため、岐阜県県民ふれあい会館の管理運営において指定管理者制度を導入し、民間の能力を活用した住民サービスの向上と経費の節減等を図る。

(2) 事業内容

○岐阜県県民ふれあい会館指定管理者が実施する業務。

- ・施設及び設備の維持管理業務 (運転管理、保守点検、警備等)
- ・施設の運営に関する業務 (会議室・ホールの貸館業務等)

次期県有施設利用予約システム(R1.12～)は、施設予約に特化されるため、チケット予約機能と収納代行機能を独自に備える。

- ・建築基準法改正に伴う防火設備点検の実施
建築基準法の改正に伴う業務追加

○入居団体職員用駐車場用地の借上げ

職員数に対して駐車場割当数が大きく不足している状態を少しでも解消するため、第6駐車場の隣地の所有者と土地賃貸借契約を締結。(H27.12～)

(3) 県負担・補助率の考え方

指定管理料は、指定管理業務にかかる総経費見込みから総収入見込み（利用料金収入、事業収入、企業協賛金等外部資金）を引いた差額を支払う。（指定管理者からの事業計画書、収支計画書を基に協議）

$$[\text{指定管理料}] = [\text{指定管理業務にかかる経費}] - [\text{利用料金収入} + \text{事業収入}]$$

(4) 類似事業の有無

飛騨・世界生活文化センター管理運営費（指定管理）
美術館管理運営費（駐車場借上げ）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細	
委託料	375,518	指定管理料	375,518
使用料	715	駐車場借上げ料	
合計	376,233		

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略
施策編 3 (1) 地域の魅力の創造・伝承・発信

(2) 事業主体及びその妥当性 岐阜県（指定管理者に委託）

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>(前々年度末時点)</small>	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

指標に関しては数値化が困難なため、専門家等により構成する評価員会議の意見を聴いて、管理状況についての評価を行っている。

公表ページ：

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyosei-kanri/shitei-kanri/11116/>

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - 岐阜県県民ふれあい会館指定管理者が実施する業務。
 - (1)施設及び設備の維持管理業務（運転管理、保守点検、警備等）
 - (2)施設の運営に関する業務（会議室・ホールの貸館業務等）
 - (3)県民文化の振興に関する業務（各種コンサート等の自主企画事業）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 良質で県民ニーズの高いサービスを提供することにより、県民のふれあい交流と県民文化の振興に寄与していく。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
（評価） ○	公共施設の管理は直営又は指定管理となるが、住民サービスの向上やコストの削減を考慮した際に、民間のノウハウを利用する指定管理制度とすることが有利である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
（評価） ○	外部の専門家等で構成する評価員会議においてきわめて高い評価をいただいている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
（評価） ○	指定管理料相当額（管理運営コスト）は指定管理制度導入以前と比較すると 97,977 千円削減（R1（H31）単年度）されている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 施設設備の老朽化により、維持管理が困難になってきており、計画的な設備の更新や修繕が必要となってきている。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 評価員等の意見及び指定管理者からの提案を踏まえ、業務改善等の指導を行っていく。 また、建設から 26 年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、県としても計画的に設備の更新や修繕を実施していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

